

(趣旨)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における毒物及び劇物（以下「毒物等」という。）の管理については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「毒物等」とは、法第2条に規定するものをいう。
- (2) 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項第2号に規定する部局に教育学部附属教育実践総合センターを加えた部局をいう。
- (3) 「部局長」とは、前号に規定する部局の長をいう。

(毒物等の管理体制)

第3条 部局に、毒物等を適正に管理・保管するため、毒物劇物管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び毒物劇物使用責任者（以下「使用責任者」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者及び使用責任者の命免は、部局長が命免簿（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、医学部及び医学部附属病院にあっては、管理責任者は当該講座等の物品供用責任者を充て、当該講座等の職員の中から使用責任者を指名して、毒物劇物使用責任者指名報告書（別記様式第2号）により部局長に報告するものとする。

(事故等の防止)

第4条 管理責任者は、毒物等を計画的に購入し、保管期間の短縮及び在庫の少量化に努めなければならない。

- 2 管理責任者は、毒物等の盗難及び紛失並びに保管設備の倒壊等の事故防止に努めなければならない。
- 3 使用責任者は、管理責任者の指示に従い、前項に規定する事故防止に努めるほか、毒物等による保健衛生上の危害を防止するため、職員及び学生に対し、安全な取扱方法等について指導を行うものとする。

(毒物等の保管方法等)

第5条 毒物等の保管については、地震、盗難等による事故から防止するため、保管庫の二段積みはできるだけ避け、壁又は床に固定した施錠ができる堅固な金属製の専用保管庫を置き、一般の薬品とは別の保管とするものとする。

- 2 保管庫の棚への枠の設置又はトレイに入れる等、保管庫から毒劇物の転倒・落下を防止する対策を講じなければならない。
- 3 専用保管庫の鍵は、管理責任者又は使用責任者が管理するものとする。
- 4 毒物等の保管については、混合又は混触による発火を防ぐため、専用保管庫を別にするなど保管及び配置について配慮するものとする。
- 5 毒物等の容器は、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

(毒物等の表示)

第6条 毒物等の専用保管庫には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示しなければならない。

- 2 毒物等の容器及び被包には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字を表示し、毒物については赤地に白色で「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色で「劇物」の文字を表示しなければならない。

(毒物等の受払)

- 第7条 部局において毒物等を保管するときは、受払簿（別記様式第3号）を置かなければならない。
- 2 使用責任者は、毒物等の受払の都度、品目ごとに受払数量、使用目的及び残量を受払簿に記録し、保管及び使用状況を明らかにしなければならない。
 - 3 使用責任者は、定期的に保管数量と受払簿の残数量を確認しなければならない。
 - 4 管理責任者は、品目ごとに、受払数量、使用目的、使用者及び残量が適切に記録されているかを定期的に確認しなければならない。
 - 5 受払簿の様式は、別に定める。

(毒物等の処分)

- 第8条 管理責任者は、管理・保管する毒物等のうち、将来使用する見込みのないもの又はラベルの表示が消えて内容が不明なものについては、所属換又は廃棄処分等の手続を行わなければならない。
- 2 廃棄処分に当たっては、法及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）に基づき行うものとする。
 - 3 使用責任者は、空容器を処分するときは、保健衛生上の危害が生ずるおそれがないように措置しなければならない。

(事故又は紛失時の措置)

- 第9条 管理責任者は、管理・保管する毒物等が盗難に遭い、又は紛失したときは、直ちにその旨を部局長に届け出て、その指示に従わなければならない。
- 2 管理責任者は、管理・保管する毒物等の飛散、漏れ、流れ出し、しみ出し又は地下へのしみ込み等により保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに部局長に届け出るとともに、その危害を防止するための必要な応急の措置を講じなければならない。
 - 3 部局長は、第1項及び第2項の事故等の届出を受けたときは、直ちに学長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(保管状況の検査)

- 第10条 部局長は、毒物等の保管状況の検査を、定期又は随時に行わなければならない。
- 2 前項の検査員は、部局長が命ずるものとする。

附 則（平成16年規程第64号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規程第46号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第27号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第38号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第95号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第15号）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

年 月 日

部 局 長 殿

毒物劇物管理責任者

部局等名 _____

氏 名 _____ 印 _____

毒物劇物使用責任者指名報告書

国立大学法人大分大学毒物及び劇物管理規程第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり毒物劇物使用責任者を指名しましたので、報告します。

記

指名年月日	職名	使用責任者		旧補助者氏名
		氏名	署名又は押印	

※使用責任者に異動があった場合には、本様式により直ちに報告しなければならない。

毒物及び劇物受払簿

品 名	
規格・単位	

区分(毒物・劇物)

年 月 日	数 量			使用者名 (指導教員)	使用責任者 確認印	使用目的等
	受 入	使 用	残			

注) ①毒物・劇物の区分については、いずれか該当するものに○印を付けてください。

②使用者が学生の場合は、氏名の下に括弧書きで指導教員の氏名も必ず記載してください。